

SBIS ポイント利用規約

SBIS ポイント利用規約（以下、「本ポイント利用規約」と言います。）には、Social Knowledge Bank 合同会社（以下、「当社」と言います。）が提供する第1条で規定する本ポイントサービスにおける、当社とポイント会員の皆様との権利義務関係が定められています。ポイント会員の皆様が本ポイントサービスを利用する際には、本ポイント利用規約の全文をお読みいただいたうえで、本ポイント利用規約に同意いただく必要があります。

なお、本ポイントサービスは、更別ベーシックインフラサービス会員基本利用規約（以下、「基本利用規約」と言います。）に定める「オプションサービス」に該当します。そのため、本ポイント利用規約に規定がない事項は、基本利用規約における「本規約」を「本ポイント利用規約」、「利用契約」を「ポイント利用契約」と読み替えて、本ポイントサービスに対して各規定が適用されます。

コメントの追加 [UCHIDA1]: 今後、オプションサービスが増えていく場合は、SBIS●●規約という名称で、個別規約を追加していきましょう。

コメントの追加 [UCHIDA2]: 重要

第1章 基本事項

第1条（定義）

本ポイント利用規約において、次の各用語の定義は次のとおりとします。

本ポイントサービス	① ポイント会員が当社又は加盟店から更別ポイントの付与を受け、当社又は加盟店において更別ポイントを使用するためのサービス及びそれに関連するサービス ② 当社又は加盟店等からの情報配信サービス ③ その他①及び②に関連するサービス
ポイント利用契約	本ポイント利用規約の定めに基づき当社とポイント会員との間で成立する、本ポイントサービスの使用等に関する契約
ポイント利用契約等	ポイント利用契約及び本ポイント利用規約
ポイント会員	基本利用規約に定める会員のうち、本ポイント利用規約の定めに基づき当社との間でポイント利用契約を締結した者
更別ポイント	加盟店がポイント会員に対して無償で付与し、これに応じて当社が発行するポイント又は当社が直接ポイント会員に対して無償で付与するポイントの総称
加盟店	当社との契約に基づき、ポイント会員に対して更別ポイントの付与が認められた者又はポイント会員が更別ポイントの使用できる者。なお、加盟店は、本ポイントサービスの関連ウェブページでポイント会員に対して告知します。
アクション	当社又は加盟店が別途定める更別ポイントの付与を受ける特定

コメントの追加 [UCHIDA3]: 契約当事者が合同会社になりますので、自治体（更別村）は加盟店扱いになります。他の自治体は、契約の当事者を自治体にしていますが、更別村の場合は、基本規約の契約当事者が合同会社であるため、個別規約の契約当事者も合同会社になります。

コメントの追加 [UCHIDA4R3]: 長大さんが独自で横展開される場合は、自治体を契約当事者とするパターンのほうが管理がしやすい場合もあります。

	の行為。アクションには、更別ポイントの付与に対してポイント会員が対価を支払う行為は含まれません。
--	--

第2条（ポイント利用契約の締結）

- 1 本ポイントサービスの利用を希望する者（以下、「申込者」といいます。）は、本ポイント利用規約を遵守することに同意の上、当社所定の方法で当社が定める一定の情報（以下、「登録情報」といいます。）を当社に提供することで、本ポイントサービスの利用の申込みを行うことができます。
- 2 当社は、当社の基準に従って申込者の本ポイントサービスの利用の可否を判断して、当社がその利用を可と判断した場合に、その旨を申込者に通知します。当社がその通知を発信した時点をもって、ポイント利用契約がポイント会員と当社間に成立し、ポイント会員はポイント利用契約等に従って本ポイントサービスを利用することができます。
- 3 前項の規定に基づいて申込者の本ポイントサービスの利用を否と判断した場合であっても、当社はその理由について開示する義務を負いません。

第2章 本ポイントサービスの利用

第3条（利用料金）

本ポイントサービスの利用料金は、無償とします。

第4条（通信料）

ポイント会員は、本ポイントサービスを利用する際に必要な通信料を自ら負担するものとします。

第3章 ポイントサービス

第5条（ポイントの取得）

- 1 ポイント会員が、当社又は加盟店が別途定めるアクションを行った場合、ポイント会員は当社又は加盟店が定める付与数の更別ポイントの付与を無償で受けることができます。
- 2 ポイント会員は、当社又は加盟店に対して対価を支払うことで更別ポイントの付与又は発行を受けることはできません。
- 3 アクションの具体的内容、付与数その他更別ポイントに関する付与条件については、当社又は加盟店が個別に定め、ポイント会員に対して、WEBサイト又は店頭で告知します。

- 4 当社又は加盟店は、いつでも付与条件を変更することができます。
- 5 当社又は加盟店は、ポイント会員が更別ポイントの付与条件を満たしている場合であっても、更別ポイントの付与を行わないことができます。

第6条（更別ポイントの付与の取消し）

当社は、ポイント会員が以下のいずれかの事由に該当する場合、ポイント会員に付与した更別ポイントの取消しを行うことができます。

- (1) ポイント会員がアクションを取り消した場合
- (2) ポイント会員が更別ポイントの付与条件を満たさないことが後日判明した場合
- (3) ポイント会員が更別ポイントの付与条件を満たしていたとしても、不正行為が行われていた場合

第7条（更別ポイントの付与上限）

ポイント会員は、当社が定める上限を超えて更別ポイントを取得することはできず、ポイント会員によりアクションが行われていたとしても、上限を超える部分について更別ポイントを取得することはできません。その上限及びポイント会員の更別ポイントの保有数は本アプリにてポイント会員に対して通知します。

コメントの追加 [UCHIDA5]: 確認

コメントの追加 [UCHIDA6R5]: 一旦残す。

第8条（払戻し等の禁止）

ポイント会員は、更別ポイントの払戻し、換金その他の現金化を行うことはできません。

第9条（更別ポイントの使用）

- 1 ポイント会員は、当社又は加盟店が提供する商品又は役務との交換、それら商品又は役務の対価の支払い、他のポイント会員に対する交付その他の取引において、保有する更別ポイントを使用することができます。
- 2 更別ポイントの使用条件は、当社又は加盟店が定める条件に従うものとします。
- 3 ポイント会員が更別ポイントとの交換又は更別ポイントの支払いにより加盟店から得た商品又は役務に関して、当社は契約不適合責任を負いません。
- 4 ポイント会員が更別ポイントを使用して行った取引について、解除、解約、取消しその他効力を失わせる行為が行われ、加盟店を通じて当社にその旨の通知が到達した場合、当社はポイント会員に対してポイントの返還を行います。ただし、ポイントの返還の時期は当社と加盟店との間の協議で定めます。
- 5 前項において加盟店から通知が到達した場合であっても、当社の判断でポイントの返還を行わない場合があります。

第10条（更別ポイントの有効期限）

- 1 更別ポイントの有効期限は、①そのポイント会員に対して更別ポイントが最後に付与された日、又は②そのポイント会員が更別ポイントを最後に使用した日のいずれか遅い日が属する月の12ヶ月後の月末までとします。ただし、更別ポイントの一部でも有効期限が延長された場合、そのポイント会員が保有するすべての更別ポイントの有効期限も同じ日まで延長されます。
- 2 失効した更別ポイントについて、いかなる理由があっても効力を復活させることはできません。

第11条（退会後の更別ポイントの扱い）

ポイント会員が本ポイントサービスのポイント利用契約を解約するなどしてポイント会員たる資格を失った場合、その時点で、更別ポイントを保有していたとしても、ポイント会員たる資格を失った以降は、更別ポイントの使用はできません。

第4章 情報配信

第12条（情報検索又は情報配信）

ポイント会員は、本ポイントサービスにおいて、加盟店、イベントその他の情報を検索することができます。また、本ポイントサービスにおいて、加盟店からお知らせなどの情報が配信される場合があります。ただし、それらの情報は、加盟店やイベント主催者などの情報提供者から提供されているものであり、当社は、その内容の真実性、正確性その他の内容について責任を負いません。

第13条（当社からの情報配信）

本ポイントサービスにおいて、当社からお知らせを配信する場合があります。その場合であっても、情報の配信はベストエフォートで行われるものであり、その正確性や適時性などを保証しておりません。

第5章 データ及び情報等の取扱い

第14条（個人情報の取扱い）

- 1 本ポイントサービスに関連して、当社がポイント会員の個人情報を取得した場合、個人情報保護法及び関連するガイドライン等を遵守し、当社が別途定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針） <https://sarabetsu-portal.jp/privacy>」に従って、同プライバシーポリシー記載の利用目的の範囲で個人情報等を取り扱うものとし、ポイント会員は、このプライバシーポリシーに従って当社がポイント会員の個人情報を取り扱う

ことについて同意するものとします。

- 2 当社は、加盟店が取得したポイント会員の更別 I D、氏名、性別、生年月日、取引履歴（ポイントの取得及び使用履歴を含む。）を加盟店から提供を受けて取得します。加盟店からこれらの情報を当社が提供を受けて取得することについて、本ポイント利用規約に対する承諾をもって同意いただいたものとします。

コメントの追加 [UCHIDA7]: 加盟店から取得する情報の確認

コメントの追加 [UCHIDA8R7]: 更別 I D、氏名、取引履歴、ポイント履歴、ポイント残高、性別、生年月日

コメントの追加 [UCHIDA9]: 取得した個人データを合同会社がさらに第三者提供をするか否か。基本規約のほうで記載があるので、こちらで書く必要はないが、確認。

コメントの追加 [UCHIDA10]: ポイント会員間でのポイントの移行は禁止していません。なお、「個人送金」という言葉は使わないようにご注意ください。資金移動業をしていると誤解されてしまいます。今回はあくまでポイントは現金で購入できないポイントであり、かつポイント債権の債権譲渡にすぎないことを前提として、移動先で現金化はできないようにして、資金の移動ではないという建付けにしています。

第 6 章 免責・責任等

第 15 条 (禁止事項)

ポイント会員は、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。なお、基本規約第 15 条の禁止事項も合わせて禁止されます。

- (1) 更別ポイントを現金化し、又は当社が定める方法以外で経済上の利益と交換する行為
- (2) アクションを行うにあたって、虚偽の情報を入力する行為
- (3) 同一又は類似の行為を繰り返す行為その他本ポイントサービスにおける通常の利用範囲を超えた行為
- (4) 本ポイントサービスの円滑な実行のために必要な事項として当社が遵守を求める事項に違反する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本ポイントサービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する行為

第 16 条 (非保証)

当社は本ポイントサービスについて、その品質、機能、動作、商品性、バグの不存在、ポイント会員の本ポイントサービスの利用目的への適合性、第三者の知的財産権の非侵害その他の事項に関して一切保証しません。

第 7 章 ポイント利用契約の存続・終了

第 17 条 (契約の有効期間)

- 1 ポイント利用契約は、第 2 条の定めに基づきポイント利用契約が成立した日から、1 年間有効に存続するものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社がポイント会員に対し、又はポイント会員が当社に対し、前項の期間満了の 1 か月前までに、当該期間の満了をもってポイント利用契約を終了する旨を通知しなかったときは、ポイント利用契約は自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第18条（存続条項）

ポイント利用契約が終了した後であっても、**エラー! 参照元が見つかりません**。第2項、第6条、第11条から第13条、本条、第19条の各規定の効力は有効に存続するものとします。

第19条（ポイント利用契約の終了後の措置）

当社は、ポイント利用契約が終了した後、本ポイントサービスに関するポイント会員のデータ（取引履歴を除く。）を速やかに削除します。